

二 所屬支部は、組合本部諸調査表作製に關しは忠実に実行し、事議前に於て關係事項の対抗關係を明白にす。

右決議す。

五

### 地方支部聯合組織に關する決議案

組合本部案

一 地方支部聯合組織は、各別個なる産業に基いて組織せしめる各組合所屬支部の協同運動を促進し、從つて自主したる運動形態を形成し、所屬組合の統制を超越するが如き結果を齎らざるを以て、本組合の運動方針として取らざる處にある。

二 地方支部聯合は、当核小地方の連絡を緊密にして、互に防衛し、且つ組織宣傳の活動に努め、三脚せしめらるべきである。而して乍ら我々の運動は極めて意識的の其の方面に於ては、資本及び現存、少しも煩雜遅んんからしむるやう、常に考慮し、支部發展の活動に努め、三脚せしめらるべきである。

三 地方支部聯合は、並みならず、今や日本の組合運動は、各種産業別的組織方針の例へば交通総聯盟の如し、我々統一同盟の全國全業労働組合

の如き即ち之を記しに餘りある。又之が進展するにつれて必然的の其のまたりする各組合の力の充実ある事は、多言を要せぬところである。従つて單なる地方支部聯合の觀念は、去し、此の必然的なる組合増大の上、距離を来らす結果を豫想せざるを得ない。我々統一同盟労働組合は、産業別的發展と大組合實現の理想として、極力支持するものであるが故に、以上の理由に基き、地方支部聯合の方針に關し本組合は次の如く決定す。

- (一) 地方支部聯合は、原則として、本組合所屬の支部二つ以上の結合を以て在ること。
- (二) 他組合の所屬支部との結合は、極めて自由任意に在し、主として連絡提携の程度を以て組織すること。
- (三) 既に支部聯合組織に關係ある支部は速かに本規定方針に従ふべし。

右決議す。

### 東京聯合會即時實施に關する決議案

組合本部案

大正十四年度労働総同盟神戸大會は、統一同盟の組織を産業別組合組織と、地方聯合体としての二線の陣容に改むべきことの必要にして、有利なること及び可急の急遂に其の實行

9月